

年トデハ、村ノ不安ノ度合ガチガフ。今日、政府ハ俵九圓餘リ
 デ拂下ゲテキルガ、私ノ村デハ八年度産地米ハ一一圓二五錢ダ
 カラ政府拂下ゲ米ノ方ガ二圓程安イワケデアル。トコロガ前述
 ノヤウニ、地米ヨリハ安クトモ尙現金ヲ必要トスルコノ拂下米
 スラ、農民ハイロイロノ條件ノタメニ、コレヲ手ニ入レルコト
 ガ出来ナイノデアル。具体的ナ要求トシテ拂下米ノ申込回数ヲ
 フヤセ、代金前拂反對、現品ヲ早クヨコセ等ガアルダラウ
 議長、デハ小委員ヲアゲテ全農ノ要求ヲ審議シ、決議文ヲ作り、
 發表スルコトニシヨウ。

小委員 須水、宮向、大西

三、土地闘争ノ傾向ト對策

田 中

各地方ニ於ケル土地問題（土地取上ゲノ事情ト經過、小作料ト地
 價ノ傾向、調停等）ニツイテ報告ト意見トヲ承ハリ、小委員會ニ
 於テ對策ヲ決議シタイ。

田 中 京都ノ木津（本町ト市坂）岩田ノ三争議ハ最近デハ、珍ラ
 シイ大規模ナ争議ノ一ツデアル。

木津ハ近隣並ノ三割程度ノ永久減要求ニ對シテ、地主ガイキナ
 リ立禁ヲタラハシタトコロニ特色ガアリ、岩田ハ調停改訂期ニ
 際シ小作料引上ゲヲ意圖シテ、差押ヘ立禁ヲ強行シタトコロニ
 特徴ガアル。

苛酷ナ立禁判決ニ對シテハ、裁判所ヘ大衆抗議ヲヤルト同時ニ
 異議申立テヲヤツタ。木津デハ、ソノ結果、小作料ノ約六割
 ヲ供託スレバ小作人ガ作レルコトニナツタガ、小作人ハ小作條
 件ノイ、トコロダケヲ供託シテツタリ、悪イトコロハ地主ニツ
 クラセタ。トコロガ地主ハ双方ニ關係ノナイ第三者ヲシテツタ
 ラセネバナラヌ決定ヲ無視シテ、地主ノ息子ニ耕作セシメタノ
 デ、全農ハコレニ對シテ抗議ヲナシ、マタ警察ヘモソノ不當ヲ
 黙認スルノハケシカラント大衆的承認ヲヤツテ全ク關係ノナイ